

領収書等添付表(旅費を伴う分)

(平成29年度報告分)

番号		②-1							
領収書の内容		地方財政措置に伴い市町村役場緊急保全事業に対する起債について(8月8日)							
用務地(場所及び住所)		総務省 東京都千代田区霞が関2-1-2							
宿泊		宿泊地(住所)			宿泊施設名		宿泊料金(円)		
		—			—		—		
発駅	着駅	料程	利用種別	運賃	急行料金		特別車両料金		座席指定
					料	円	料	円	円
大和八木	京都	55.1	近鉄	880					
京都	東京	513.6	JR	8,210	513.6	5,900			
東京	霞ヶ関	2.1	地下鉄	170					
霞ヶ関	東京	2.1	地下鉄	170					
東京	京都	513.6	JR	8,210	513.6	4,870			
京都	大和八木	55.1	近鉄	880					
合計				18,520		10,770			

【領収書等貼付欄】

※宿泊を伴う場合は必ず宿泊料金の領収書を添付してください。

※領収書原本の添付が困難な場合はコピー添付の上、その所在を明らかにしてください。

政務活動費で計上する金額

29,290 円

平成 29 年 8 月 25 日

橿原市議会議長 殿

橿原市議会議員 奥田寛

政務活動費使用復命書

◎総務省（担当者名刺・別紙）：平成 29 年 8 月 8 日午後 1 時 30 分～3 時 30 分

橿原市議会議員：樫本・成谷・大北・佐藤・原山・奥田寛

○以下、総務省との面談要旨

Q:庁舎の建て替え時に、面積ではなく職員数を使用する場合、耐震性のある北館(NTT からの貸し館)からの移動正職員数をカウントできますか？

A:できない。

Q:万葉ホールを仮移転先にした場合、そこからの移転は「耐震性のある庁舎からの移転であり、交付金がもらえる職員数に算入できない」ということになりますか？

A:ならない。

○ Q:仮庁舎への移転は特別多数議決が必要ですか？

A 不要。

Q:交付税措置の最大延長はいつまでですか？

A:工事の竣工予定を 33 年 3 月末に設定して、起債を認定されているものについて認める。繰り越しは有り得るが、繰り越し明許と事故繰り越しを使って二回延長できるなどとは思わないで欲しい。

以上

総務省自治財政局 財務調査課

財務調査係長 赤間博貴



〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
代電電話 ○三二五二五三二五二二(内線二三四八〇)
直通電話 ○三二五二五三二五二二(直線二三四八〇)
FAX ○三二五二五三二五二二
E-mail: h.akai@softec.go.jp

総務省自治財政局 財務調査課

総務事務官 田中達仁



〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
代電電話 ○三二五二五三二五二二(内線二三四八〇)
直通電話 ○三二五二五三二五二二(直線二三四八〇)
FAX ○三二五二五三二五二二
E-mail: t.tanaka@softec.go.jp

地方債課長

長谷川淳二



〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
電話 ○三二五二五三二五二二(内線二六三二六)
FAX ○三二五二五三二五二二(直線二六三二六)
E-mail: j.hasegawa@softec.go.jp

総務省自治財政局 地方債課

理事官 尾崎祐子



〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
代電電話 ○三二五二五三二五二二(内線二六三二六)
直通電話 ○三二五二五三二五二二(直線二六三二六)
FAX ○三二五二五三二五二二
E-mail: y.osaki@softec.go.jp

総務省自治財政局 地方債課

総務事務官 小貫正人



〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
電話 ○三二五二五三二五二二(内線三〇三〇三)
FAX ○三二五二五三二五二二(直線三〇三〇三)
E-mail: h.onuki@softec.go.jp

総務省自治財政局 地方債課

調整係長 西林幸泰



〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二番二号
代電電話 ○三二五二五三二五二二(内線三三三九九)
直通電話 ○三二五二五三二五二二(直線三三三九九)
FAX ○三二五二五三二五二二
E-mail: k.nishibayashi@softec.go.jp